

## 会議の要点録（令和5年9月21日）

### 1. 議会基本条例について

- ・議会基本条例（素案）における、総務課法制担当による審査について、タブレットに配布のとおり提示された。

前文中、『阪南市議会（以下「議会」という。）は、阪南市民から選挙で選ばれた議員により構成される機関であり、日本国憲法、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び阪南市自治基本条例（平成21年阪南市条例第21号）に基づき、二元代表制の下、その機能を発揮、向上させながら、地方自治の本旨の実現を目指すものです。』を

『阪南市議会（以下「議会」という。）は阪南市民から選挙で選ばれた議員により構成される機関であり、日本国憲法、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び阪南市自治基本条例（平成21年阪南市条例第21号）に基づき、二元代表制の下、その機能を発揮、向上させながら、地方自治の本旨の実現を目指します。』とすることについて、全会一致で了承された。

また、第23条、『この条例は、議会における基本的な事項を定める最高規範である。』を、

『この条例は、議会及び議員の活動の基本を定めた最高規範である。』とすることについて、全会一致で了承された。

その他の指摘事項については、座長から、各会派におかれては、持ち帰り意見の集約をしていただくよう依頼があった。

- ・市民説明会の開催方法については、条ごとに担当を決め、説明、答弁をしていくこととなった。また、想定問答 Q&A について、まずは、各担当の部分で作成されるよう座長から依頼があった。

### 2. その他

次回については、10月12日（木）議会運営委員会終了後からとする旨、座長から連絡された。